

Title	著作権法改正と出版情報登録センター
Author	川瀬, 綾子 / 北, 克一
Citation	情報学. 12 卷 1 号, p.22-34.
Issue Date	2015
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

著作権法改正と出版情報登録センター

Revision of the Copyright Law of 2015 and Japan Publication Registry Office

川瀬綾子[†] 北克一^{††}

KAWASE Ayako[†], KITA Katsuichi^{††}

抄録：情報環境が発展して行く中で、インターネットを介した電子情報の流通が増加している。それに伴い出版業界では新しい課題も山積している。その発端はGoogleブック検索問題である。これまで日本国内では、著者と出版社との間で電子書籍出版に関する契約書の締結は進んでおらず、対応に苦慮することとなった。また電子書籍の違法アップロードに対する問題もある。出版社には違法アップロードを行った者を訴えることはできず、著作権者が訴えなくてはならなかった。日本国内ではこの対処法として、2015年5月14日に改正著作権法が公布され、2015年1月1日より施行された。この改正により出版権を得た出版社も訴訟を起こすことができるようになった。またこの法改正を受け、2014年12月には「出版情報登録センター」が設立され、紙媒体だけでなく、電子媒体の出版物に関しても出版権の設定情報の登録及び閲覧ができるデータベースが策定されている。しかし、これは著作権者や二次利用を目的とする利用者目線ではなく、出版業界による出版業界のためのデータベース形成のように見える。「知的財産立国」を目指す日本において、誰のための「出版文化」なのか、改めて問いたい。

キーワード：出版情報登録センター、出版権、日本出版インフラセンター

Keywords：Japan Publication Registry Office, Right of publication for books, Japan Publishing Organization for Information Infrastructure Development

1. はじめに 電子書籍をめぐる問題

この章では電子書籍に対する出版権の設定や著作権法改正に至る要因となった Google ブック検索(現在 Google ブックス)の諸問題、NDLの電子図書館、電子書籍の海賊版問題を取り上げる。

1.1 Google ブックス問題

Google は 2003 年に Google プリント(現在は Google ブックスに改称)計画を発表した。これはタイトル、著者名だけでなく本文内容からも検索可能としたサービスである。2004年に大学図書館等と所蔵資料をスキャンし、データ化及び検索可能とする合意を得た。しかし、2005年にはこの行為が著作権法違反にあたり、米国作家組合が南ニューヨーク地区連邦地方裁判所へクラスアクション(集団訴訟)を提起した。その後、出版

社も民事訴訟を起こし、2006年に両者の訴訟は併合された。しかし Google 側は図書館資料のスキャン、及びスニペットはフェアユースの範囲とし、合法であると唱えた。

2008年に Google は原告と和解したが、クラスアクションであるため、その和解に反対する者はオプトアウトの申し出をする必要があった。

Google がスキャンしていた資料には日本の著作物も含まれていたため、ベルヌ条約加盟国である日本もクラスの対象となり判決結果が影響することになった¹。

この裁判において出版社は版元であるだけで著作権者では無いため、著作権者に通知する等の措置しか出来なかった²。そのため、著作権者自身が Google の提示した「オプトアウト方式」の 1 冊 60 ドルという和解案を受ける、もしくは異議申し立てをするかを選択しなくてはならなかった³。

その後、アメリカ内外から異議申し立て、批判

[†] 京都精華大学マンガ学部

^{††} 相愛大学共通教育センター

があり、Google は新和解答を提示した。新和解答では「①2009年1月5日までに公表され米国著作権局に登録されたか(登録要件)、または②同日までにカナダ、イギリス、オーストラリアのいずれかの国において公表された(出版地要件)書籍について米国著作権法上の著作権等の権利を保有する者にまで限定」⁴されることとなり、日本の著作物は対象外となった。

当時日本国内ではまだ電子書籍の需要は少なく市場規模を考えると出版社は販売や権利問題にそれほど対応を迫られていなかった。しかしこの問題は著作権者が望めば出版社を介さずに個人や Google 等で電子化が可能となることが明らかになった。これ以降 Apple や Amazon といった巨大 IT 企業が電子コンテンツ流通のプラットフォームを占拠し、消費者にとってのエコシステムを構築する中で、電子書籍ビジネスもその中に吸収されるのではないかという出版社の危機感を募らせるものとなっていった。

なお、Google ブックスの本質は、情報環境の巨大プラットフォーム事業者の主導による権利の集中管理と利用の志向の一事例である。

1.2 NDL 電子図書館

国立国会図書館(以下、NDL)では 1996 年度に「電子図書館構想策定のための作業指針」を定め、1998 年に電子図書館構想⁵を公表し、「近代デジタルライブラリー」⁶によるデジタル化資料の公開を進めてきた。

NDL でのデジタル化に大規模な予算がついたのは 2009 年である。その前年である 2008 年には NDL 館長であった長尾眞の電子図書館構想(私案)の発表があり、関係者を驚かせた⁷。

資料のデジタル化予算として Google 問題の「旧和解答」が出た同年である 2009 年に例年の 100 倍近い規模となる 127 億円の補正予算を獲得した。東北大震災とそれに伴う復興予算、緊急雇用対策の一端である。

また著作権法が改正され、所蔵資料の保存のためデジタル化が可能となった。2010 年度には 10 億円の補正予算が付き、2 年で約 110 万冊の書籍と雑誌がデジタル化された⁸。

1.3 日本国内における電子書籍出版の状況と海賊版問題

日本国内における電子書籍の市場規模は年々増加している(表 1)⁹。インプレス総合研究所によると 2013 年度の電子書籍の国内市場規模は推計 936 億円、電子雑誌では 77 億円となり、計 1013 億円となっている¹⁰。この背景にはインターネット環境の普及、電子書籍コンテンツ数の増加やスマートフォンやタブレット端末の普及、電子書籍リーダーの質的向上等が挙げられる。

電子書籍の販売価格は、紙媒体と異なり再販制度に則っていないため、購入先や購入期間等により異なっている。また、最近では紙媒体よりも低価格で販売したり、電子書籍先行での販売や紙媒体での販売は行わず電子書籍のみでの販売も始まっている。

その一方で電子書籍は一般的に「販売」といってもアクセス権の購入であり、業者が撤退すれば閲覧ができなくなる等の不具合もある。また、2011 年アメリカにおいて Amazon で購入したはずの電子書籍『1984 年』と『動物農場』がリモート削除により消えてなくなるという事態も発生した¹¹。

さらに、電子書籍出版物の海賊版配布・販売も横行している。日本書籍出版協会によると、「アップストア」内で違法に電子化されたマンガが閲覧できるアプリケーションの配信や文学作品が販売されていたり、百度社の「Baidu ライブラリ」内において違法アップロードが後を絶たないと発表している¹²。日本書籍出版協会と電通総研による試算では 2011 年国内での不正流通による被害額は 270 億円にもおよぶ。また北米における 2007 年から 2011 年の 5 年間のコミック被害推定額は、1500 億円から 3000 億円にもなるとされている¹³。

一方、電子書籍を購入するのでは無く、個人で「自炊」を行い電子化する場合もある。これは私的複製に該当し合法であるが、代行業者による「自炊」は認められていない。

前述のような状況を見過ごしておくわけにはいかず、著作権法の改正へと舵が切られていくことになる。

表1 電子書籍市場規模の内訳と電子雑誌市場規模
インプレスより

年度	電子書籍市場規模(億円)				電子雑誌市場規模(億円)	電子出版市場規模(億円)
	うちPC向け	うちケータイ向け	うち新たなプラットフォーム向け			
	2002年度	10	-	-		
2003年度	18	1	-	18	-	-
2004年度	33	12	-	45	-	-
2005年度	48	46	-	94	-	-
2006年度	70	112	-	182	-	-
2007年度	72	283	-	355	-	-
2008年度	62	402	-	464	-	-
2009年度	55	513	6	574	-	-
2010年度	53	572	24	650	6	656
2011年度	37	480	112	629	22	651
2012年度	10	351	368	729	39	768
2013年度	7	140	789	936	77	1,013

2. 著作権法

2.1 著作権について

知的財産権の一種である著作権は無方式主義であり、著作物の登録等をしなくても著作物が創作された時点で権利が発生する。著作権は2つの「著作者の権利」と「実演家等の権利」を有し、「著作者の権利」には「著作者人格権」と「著作権(財産権)」を、「実演家等の権利」は「実演家人格権」、「著作隣接権(財産権)」によって構成されている。「著作者人格権」は「公表権」、「氏名表示権」、「同一性保持権」を有し、死後も保護される。「著作権(財産権)」は著作者の死後50年(無名・変名の著作物、団体名義の著作物は公表後50年)、映画は公表後70年保護される。「実演家人格権」は歌手や俳優等著作物を演じる者に与えられる権利であり、死後も保護される。「著作隣接権(財産権)」は実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に与えられる権利であり、出版社には与えられていなかった。

著作権は「ベルヌ条約」、「万国著作権条約」で、

著作隣接権は「実演家等保護条約」と「レコード保護条約」などによって国際的に保護されている。

また著作権が侵害された場合には、損害賠償請求、差止請求、不当利得返還請求、名誉回復等の措置の請求、刑事告訴が可能である。しかしこれらは大部分が親告罪であり、権利者が親告しない限り罪とみなされない。

しかしながら著作権についてはTPPで争点となっており非親告罪化、著作権保護期間が70年へと進む可能性がある。一方、これによりパロディや同人誌等の二次創作物への規制が強まる可能性、も危惧されている¹⁴。

2.2 著作権法改正までの流れ

この項では先述のGoogle問題や電子書籍の海賊版問題を受けて、著作権法の改正に至るまでに主要な各省庁や会議等の動きを俯瞰する。

2.2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

2010年3月から、6月までの計3回に渡り電子書籍の利活用へ向けて総務省、文部科学省、経済産業省による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(通称：三省デジ懇)が開催された。この懇談会では「(1)デジタル・ネットワーク社会における出版物の収集・保存の在り方(2)デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑な利活用の在り方(3)国民の誰もが出版物にアクセスできる環境の整備等」¹⁵が検討された。第1回目の懇談会議事録には、著作権関連は文部科学省、電子書籍フォーマットの標準化等は総務省、ビジネスモデルは経済産業省が主軸になることが記されている¹⁶。第2回目以降には権利の集中管理の必要性、出版社への著作隣接権設定についても議論された。そして第3回目の配布資料『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告(案)』には、先の第1・2回の懇談会の内容を踏まえ、「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」を設置し、検討の場を設け、具体的な検討に速やかに着手する。」としている¹⁷。

2.2.2 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議

三省デジ懇を受け、文部科学省は2010年11月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設け、3年に渡り計14回の検討会議を行ってきた。その中心的議題は「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」「出版者への権利付与に関する事項」等となっている¹⁸。ここでは出版社が出版物の権利を集中的に管理するのが望ましい点、出版社に著作隣接権を付与する点が議論された。また『「出版者への権利付与に関する事項」に関する議論の整理(案)』が出されたが、出版社へ権利を付与する可否については示されなかった¹⁹。

また最終案である『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告』では上記に加え、出版社の権利付与等の法制面で文化庁を主軸にして早急に進めて行くべきであると述べられている²⁰。

2.2.3 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会(中川勉強会)

出版権等が議論される中で国会議員、出版社、作家等から構成される「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」が発足し、2012年2月に第1回目が開催された。主目的は「グローバル時代の出版文化・電子文化のあり方について大局的な視点から議論を深め必要な施策をまとめること」としている²¹。第5回目では「中間まとめ(案)」を出し、「現行出版権規定の拡大や出版者に対する訴権の付与など別の選択肢もあるが、出版界の現状を踏まえた実効性、著作者の権利に障らないこと、競争的環境の維持などの観点から、著作隣接権の設定が最もふさわしい」と著作隣接権の要求を出し、著作権法改正の具体的な検討を行うべきとしている²²。また2013年11月には具体的な案として「「出版物に係る権利(仮称)」に関する検討の現状について」が提出された。これには「出版物等原版作成者は、著作隣接権として、複製権、送信可能化権、譲渡権及び貸与権を有するものとする。」と書かれている。ここで記されている出版物等原版作成者とは「必ずしも物理的な意味での作成者(編集者)ではなく、“自らの責任において作

成したと法的に評価される者”であることを要する。」とし、文庫本化等を想定したものである²³。また著作隣接権の期限は25年と想定している。しかし、最終的には中山信弘らの「出版者の権利のあり方に関する提言」を中川勉強会の最終見解とした。

2.2.4 出版広報センター

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」の最中である2012年5月には日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本電子書籍出版社協会、日本出版インフラセンターによる出版社の権利付与を主目的とした「出版広報センター」が設立された²⁴。

2.2.5 一般社団法人日本経済団体連合会

2013年2月一般社団法人日本経済団体連合会は中川勉強会や出版広報センターの意見である出版社に著作隣接権を与えることについて、「新たに権利者が追加されることは、権利関係の複雑化や権利処理の煩雑化につながることから流通阻害効果が予想され、電子書籍ビジネスの発展にとって負の要因となりうる」等の理由により反対している。また代替案として「電子出版権」の新設を要求し、電子書籍ビジネスの新規参入がしやすいように配慮していた²⁵。

2.2.6 出版者の権利のあり方に関する提言

2013年4月には中山信弘ら6名による「出版者の権利のあり方に関する提言」を発表している。これは現行(旧出版権を指す)の出版権を拡張するものであり、出版社への著作隣接権を付与せず、電子書籍への出版権の設定も可能とするものである。また、コンテンツと書誌事項を紐付けたナショナルアーカイブの構築を求めている²⁶。

2.2.7 文化審議会著作権分科会

このように各方面から出版社への著作隣接権付与の可否が発表され、平成25年5月に文化審議会著作権分科会において出版関連小委員会が設置された。そして出版社への権利付与等が9回に渡って審議されることとなった²⁷。分科会では出版社に版面権の設定を求める意見もあったが、認め

られず、分科会は「電子書籍に対応した著作権の整備」の検討へと進んでいった²⁸。

2.3 著作権の改正

前述のように様々な提言がなされ、最終的には電子著作権の創設で落ち着き、法律案として提出され、2014年3月に閣議決定、2015年1月に著作権法が一部改正された。そして著作権の設定さえすれば、電子書籍であっても著作権者に代わり訴えを起こすことができるようになった。

以下に文化庁から発表された電子書籍に対応する著作権の変更点(第79条、第80条、第81条、第84条等関係)の概要を示す²⁹。

(1) 著作権の設定(第79条関係)

著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

1. 文書又は図画として出版すること(記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む)【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
2. 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと
【インターネット送信による電子出版】

(2) 著作権の内容(第80条関係)

著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

1. 頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む)
2. 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利

(3) 出版の義務・消滅請求(第81条、第84条関係)

1. 著作権者は、著作権の内容に応じて、以下の義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
 - ・原稿の引渡し等を受けてから六月以内に出版行為又はインターネット送信行為を行う義務

・慣行に従い継続して出版行為又はインターネット送信行為を行う義務

2. 著作権者は、著作権者が1の義務に違反したときは、義務に対応した著作権を消滅させることができる。

また附帯決議では以下のような配慮が必要であるとされている。

四 効果的な海賊版対策を講ずる観点からは、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意志や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な著作権の設定がなされることが推奨されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずることのないよう、適切な対策を講ずること。

八 本法によって、多様な形態の著作権設定が行われる可能性があることから、著作物における著作権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れつつ、著作権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段(ADR)を創設すべく、必要な措置を講ずること。

3. 出版情報登録センター、出版デジタル機構

3.1 JPRO：出版情報登録センター

3.1.1 出版情報登録センターの設立

著作権法改正、及び付帯事項を踏まえ、2014年12月一般社団法人日本出版インフラセンター(以下、JPO)は出版情報登録センターを設立した。JPOでは、約530社の近刊情報を2011年より発信しており、この機能と合せて著作権情報を登録・公開するというものである。

これまでも文化庁への著作権の登録も可能であったが、「設定行為に対価の額又はその支払いの方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め」の記載が必要であり、更に1件につき費用が3万円もか

かり、1971年から2012年でも登録は293件にとどまっていた³⁰31。またこれまで出版契約を交わすことがなくても出版・販売に実質的な影響がなかったことも登録数が少ない原因と思われる。

JPO代表理事である相賀は「この著作権の登録・管理を行う機関は誰でも作ることができるものです。仮に出版界が指をくわえて何もしないでいたらどうなるのでしょうか。巨大なIT業界や外資系の企業が乗り出してこないとも限りません。」³²と述べており、著作権の登録・管理について海外企業の進出への危惧を表明している。

著作権登録センターの設立の目的と意義について、同センター設立の説明会資料を基に以下に示す³³。

1.出版情報整備は出版界自身の手で行い、紙と電子の一本化を進めることで業界の発展につなげる。

・書誌情報と著作権設定情報とを合わせた制度の基盤整備をする。

・著作権情報の登録・管理の機関は出版界主導で進める。

・紙と電子の出版物情報の一本化の仕組みを作る。

2.出版情報を提供する出版社の手間を増やさない。

・著作権の設定情報専用の登録センターを新たに設けず、現在530社以上の出版社が参加している近刊情報センターの機能を活用する。

・近刊情報センターに著作権情報なども加え、さらに近刊情報を確定した書誌情報となるよう精度を高め、また販売促進情報を追加し活用することで売上げ増加を図る。

・出版社の情報の送り先が一箇所で済む仕組みを維持する。

また、このセンターで著作権を登録することにより、「法的な「対抗要件」にはなりえないが、権利情報の公開を定着させることで事実上の登録制度に代わりうることを期待できる。」「電子の世界にある登録した者勝ちという「ルール」は無視できない。先に公開しておけば有利になり、後から権利をとろうとする行為を防止する効果がある。」

というように述べられている。出版社への登録のメリットは強調されているが、背景にはGoogle問題のような事態が今後も起こり得るという強い警戒感があるように思われる。

この著作権登録センターに情報を載せるには以下の要件が必要となる。まず登録の資格要件として、「1.出版社であること(出版者記号を取得しその義務を果たしていること)2.「出版情報登録料課金承諾書」を提出していること3.取次の取引コードがあること(必須条件ではない)」としている³⁴。

なお、「商品基本情報集配信料課金承諾書」に基づく、商品基本情報センターの利用は2015年6月30日までであり、2015年7月1日より「出版情報登録料課金承諾書」の提出が求められている³⁵。

3.1.2 出版情報登録センターの制約

ここでいくつかの制約が見える。1つ目の「出版社であること」はJPOが管理する出版者記号を取得している必要がある。ゆえにISBNを取得していない出版社は対象外となってしまう。

次にJPOが管理するシステムであるがため仕方がないが、「出版情報登録料課金承諾書」を提出していない場合には著作権情報の登録はできない。承諾書で課金徴収委託業者とされている取次はトーハンと日販、地方・小出版流通センターまたはJPO出版情報登録センターからの直接請求とされている。

そして「取次の取引コードがあること」は必須条件ではないもののスムーズな取引にはかかせない。上記の条件と併せて見ると、金銭の授受もあるため、取次を介していることを強く推奨しているように思われる。

また登録料として紙の出版物であれば、登録単位(ISBNコード単位)毎に一律1,000円(税抜/2015年7月刊行の出版物より適用)、電子出版物は登録単位JP-eコードまたはISBNコード毎に一律500円(税抜/2015年7月刊行の出版物より適用)、既刊(2015年6月以前に刊行された出版物)出版物は紙、電子のどちらの場合でも2015年12月までに登録が完了すると無料となっている。

そして登録料の徴収方法は「1.紙の出版物については、従来の商品基本情報センターと同様、取次会社による出版社への支払金の相殺またはJPOへ

直接振込」とし、依頼されている取次会社はトーハン、日販、地方小センターとしている。トーハンと日販で取次の大半を占めており、大手取次をメインにしたシステムであると言えよう。

また電子書籍の場合は出版デジタル機構に課金処理が依頼される。出版デジタル機構の株主は産業革新機構、講談社、集英社、小学館、大日本印刷、凸版印刷、KADOKAWA、光文社、新潮社、文藝春秋、インプレスホールディングス、筑摩書房、有斐閣、勁草書房、版元ドットコム、平凡社と出版大手が揃っている。出版デジタル機構の位置と役割については、「3.2 出版デジタル機構と電子書籍の共通書誌情報システム」において、改めて取り上げる。

ところで、出版情報登録センターという名称を掲げるためには網羅性にも配慮せねばならない。しかし、近刊情報センターに参加している出版社数は530社以上とあるが、『出版年鑑2014』によると2013年の国内の出版社数は3,588社³⁶あり、近刊情報センター参加の出版社は、総数の6分の1以下にすぎず、国内全ての資料をカバーするに至っていない。しかし近刊情報センターの新刊書のシェア率は高くビジネスとしては十分に成り立つのであろう。

また日本書籍出版協会、出版デジタル機構、取次、NDLの協力も得ながらデータベース構築に努めるようである。NDLの納本制度は民間出版物の納入率は99%と高いが、あくまで取次を介した納本率であり、納本漏れも多い。また出版物が刊行率直後に納本されるわけではない。更にNDL-OPACからJAPAN/MARCが公開されるまでに東京本館で受け入れた資料(和図書)の場合、30日を要してしまう³⁷。刊行前にJAPAN/MARCが作成されないために、近刊情報とはならず、出版社が書店へ販売する際のデータとしては利用できない。近刊情報は簡易な書誌情報であり、JAPAN/MARCを活用しても精度の高い書誌レコードになるには時間がかかる。

3.1.3 著作権登録事項

次に著作権登録事項についてであるが、近刊情報の基本書誌情報として1：キーコード(ISBNもしくはJP-eコード)、2：出版物名(書名)、3：シリーズ巻次、4：発行元出版社、5：著者名、6：著者名区分を配信している。上記をベースとして著作権登録データベースには上記以外に追加情報として1：発行

年月、2：著作権の設定(空白もしくは有)、3：出版権者名、4：出版権者連絡先(電話、FAX、住所、メールアドレス等)、5：著作物名、6：著作者名、7：著作権者名が入力される。

ここで注意すべきは「2：著作権の設定(空白もしくは有)」である。これは著作権の設定をしているか、していないのかを入力する項目であるが、空白は「現在の所設定をしていない」を表わしている。今後著作権を設定するかもしれないということもあり、空白としているのであるが、出版社にとっては権利を他の会社に持っていかれる危惧があるため、空白にしておきたいことは理解できる。しかし、これは著作権者にとってメリットがあると言えるのであろうか。また著作権が消滅しているかどうか、契約期間が何年か、絶版状況にあるのか等の情報も公表し、著作権者が他の出版社と契約を結びやすくする、もしくは絶版になった資料は電子化しアーカイブとし、広告収入によって著作権者への印税の代わりとすることも考えられるだろう³⁸。

また、オーファン・ワークス(孤児出版物)への対応が乏しい。データベースには「著作権者」の入力項目はあるが、基本的には「近刊情報」を核とした物流出版物のデータベースを電子書籍にまで拡張したものと考えられる。例えばNDLでは近代デジタルライブラリーでの著作権切れ資料の公開に際し、明治期の著者72,730人を調査した結果、51,712人(71.1%)の著作権が不明となってしまった³⁹。今後このようなオーファン・ワークスを増やさないためにもこのデータベースが利活用できるような仕組みも必要となろう。

出版情報登録センター・データベースは書籍を中心としたデータベースであるが、雑誌については管理しなくても良いのだろうか。例えば書籍の第1章と雑誌のこのコラムを1つの電子書籍やオンデマンド出版として発行するような形態も増加する可能性もある。日本雑誌協会との連携も視野に入れるべきかもしれない。更に電子書籍のリッチコンテンツも視野にいれるべきであろう。ただし、今回の改正著作権法によって著作権を設定する対象コンテンツは、文章や図画であり、動画や音声などは対象外と考えられる。これより、電子書籍に含まれるコンテンツの種別によって、権利者が異なる可能性も生じるし、著作権設定との関係も複雑化する⁴⁰。

また、スムーズな著作物の二次利用を考慮すると、日本文藝家協会や、音楽の著作物を管理するJASRAC等のように著作物の集中管理、使用料の徴収・再分配が可能ないように著作権の信託を受けられるようにすることも考えられる。ただし、音楽コンテンツと出版物では利用者の消費形態も異なるため、音楽のような需要が見込めるとは限らない。これに対しては著作権者や日本文藝家協会、出版物貸与権管理センター等との慎重な意見交換が必要となろう。

3.1.4 「出版情報登録センター」の評価

以上に検討を行ってきたように、出版情報登録センターは、一応は著作権者関係の入力項目はあるものの、基本的には「近刊情報」を核とした物流出版物のデータベースを電子書籍をも含めて拡張したものと考えられる。

こうした点から出版情報登録センターは、基本的なインフラストラクチャーとしての出版物著作権のレジストリの要件を欠いている。また、JASRACのような著作権許諾の体制などもない。

同センター構想は、Google ブックスなどにおけるレジストリ構想とは明らかに異なる。書籍のデジタルコンテンツを自ら持ち(遡及入力)、プラットフォームへのアクセス(ネットワーク・トラフィック)を最大限拡大する戦略を取るグーグル戦略と、書籍コンテンツ情報の囲い込み戦略(既得権防衛戦略)との相違かもしれない。

また、現時点では出版業界のためのデータベースであり、広く一般へのデータベースの公開は考えられていない⁴¹。

3.1.5 「出版情報登録センター」説明会

日本出版インフラセンター(JPO)が、「出版情報登録センター」説明会をアナウンスしている。2015年5月末から6月初旬にかけて、東京、京都、大阪の3会場が予定されている。同アナウンスより引用で示す⁴²。また、同システムの「プレ・ポータルサイト」が公開されているが、出版社IDとパスワードが必要なため、詳細は不明である⁴³。

JPOではこれまで「近刊情報センター」と「商品基本情報センター」によって、紙の本の書誌

情報を収集してきましたが、本年1月より施行された改正著作権法に対応するため、昨年12月12日、紙と電子の書誌情報と、出版権情報を登録できる業界システムとして、「出版情報登録センター(JPRO)」を設立しました。

当センターは、さらに販売促進情報を収集・蓄積し、これらの情報を活用・提供することによって、出版物の円滑な流通により一層寄与したいと考えております。近刊情報・販売促進情報・出版権情報・書誌の確定情報を提供する総合的な出版情報センターとして、業界全体の効率化を目指し、この7月1日より本稼働する運びとなりました。

出版情報登録センターの本格稼働である。出版社による今後の登録状況を注目していきたい。

3.2 出版デジタル機構と電子書籍の共通書誌情報システム

出版デジタル機構は、電子書籍流通に利用するために「共通書誌情報システム」を開発し、2015年5月初旬に運用開始する予定である⁴⁴。この「共通書誌情報システム」は無償で出版界に提供する旨が表明されている。出版社向けの「共通書誌情報システム」利用説明会が2015年3月19日を始めとして4回に渡り開催されている。なお、共通書誌情報を入力する出版社には、「ISBN 出版社記号」を取得している必要がある。

共通書誌情報は、日本電子書籍出版社協会、デジタルコミック協議会が中心になって、開発した書誌フォーマットであり、両団体のサイトで「電書協・デジコミ協 共通書誌情報 Ver.2.0 2015.02.05」が公開されている⁴⁵。なお、2015年3月30日付で、「共通書誌情報利用規約[書誌情報提供者用]」及び「共通書誌情報利用規約[書誌情報受信者用]」も公開がされている。ここで、情報提供者は電子書籍の出版社であり、情報利用者は電子書籍の流通事業者及び出版業界団体である。

共通書誌情報システムは、当面は電子書籍の書籍・コミック・写真集(デジタルファーストを含む)が対象である。

共通書誌情報システムの運営イメージを、出版社一取次一電子書店の流通体制を例として整理し

ておく。

- 1) 出版社は、共通書誌情報システムに書誌情報(最大76項目)を入力する(PUSH)。
- 2) 各取次は、共通書誌情報システムから共通書誌情報を入手する(PULL)。
- 3) 各取次は、別途、共通書誌情報に含まれない流通用の情報(書店必要情報)、電子書籍のコンテンツファイル、書影ファイル、サンプルファイルを出版社から入手する(PULL)。
- 4) 各取次は、各書店に書店向け書誌情報、及び電子書籍のコンテンツファイル、書影ファイル、サンプルファイルを、書店に送付する。(PUSH)

なお、出版社直接取引の電子書店においては、個々の書店が、共通書誌情報システムから共通書誌情報を入手する(PULL)。また、流通用の情報(書店必要情報)、電子書籍のコンテンツファイル、書影ファイル、サンプルファイルを出版社から入手する(PULL)。

要約すると、共通書誌情報システムは、従来バラバラであった電子書籍の書誌情報について、出版社、取次、書店の間でフォーマットを統一し、電子書籍流通の円滑化を企図したシステムである。

3.3 共通書誌情報システムと出版情報登録センターとの連携

また、この共通書誌情報システムをもとにして、日本出版インフラセンター(JPO)の出版情報登録センターの出版権データベースとの連携も企図されている。この連携について、確認をしておく。

先に共通書誌情報の情報利用者は電子書籍の流通事業者及び出版業界団体である、と述べたが、現時点で具体的な対象団体として、日本出版インフラセンター(JPO)の出版情報登録センター(JPRO)が想定されている。

具体的には、電子書籍の書籍・コミック・写真集(デジタルファーストを含む)のカテゴリーの出版物については、出版社は共通書誌情報システムに書誌情報を入力し、電子書籍の流通に資すると共に、共通書誌情報システムから当該書誌情報が出版情報登録センターに送付される。逆に、出版情報登録センターに出版社が書誌情報を直接に

入力するのは、電子書籍を除く出版物になる。

4 出版契約

では、改正著作権法に基づく出版契約は、どのように変化をするのであろうか。以下に、具体的な事例を基に検討を進める。

4.1 出版契約書

著者と出版社の間では出版契約が結ばれる。日本では口約束での契約が多かったが、近年では契約書を交わすことが増加している。

2011年の日本書籍出版協会の会員に向けた調査によると新刊書籍の出版契約書を著者と交わした割合は73.3%となっている。また出版契約書は「日本書籍出版協会のヒナ型を基本に修正を加えて使用している」場合が63.8%と最も多く、次に「独自の出版契約書を作成している」場合が21.9%、「日本書籍出版協会のヒナ型をそのまま使用している」が19.0%となっている⁴⁶。

両者が締結する契約には「著作権譲渡契約」「出版権設定契約」「独占的利用許諾契約」「非独占的利用許諾」があるが、国内では「出版権設定契約」が一般的とされている。

この契約を締結することにより、出版社は著者から原稿を受け取った後、著作権法第81条1項に則り原則6ヵ月以内に出版する義務及び同条の2項により継続出版義務を負う。継続出版義務とは、慣行に従い合理的な範囲の品切れは許される。

ここで、品切れとは増刷の可能性を表わし、絶版は今後の増刷は無く、出版権の移行も可能な状態を表わしている、と区分されている。しかし、品切れと絶版との実際的な区分はあいまいであり、例えば客注においても、「絶版/品切れ」のゴム印が使用されている。

どれくらいの期間増刷されなければ契約違反となるのか、その規定は著作権法には無い。また、出版社による著作権者への絶版の通知義務が明か鵜ではなく、著作権者にとって問題である。それ故に著者が出版社へ増刷の要求を行い、絶版状況の確定をすることが必要となる。

広く使用されている日本書籍出版協会が作成の出版契約書は2015年に改訂され「紙媒体・電子出版一括設定用」、「紙媒体出版設定用」、「配信型

電子出版設定用」の3種類がある⁴⁷。

4.2 「紙媒体・電子出版一括設定用」契約書

ここでは「紙媒体・電子出版一括設定用」⁴⁸の出版契約書を中心に取り上げるが、甲は著作権者、乙は出版社を指している。

「紙媒体・電子出版一括設定用」は日本電子出版協会セミナーの「新しい出版権への契約実務対応一書協ヒナ型の解説を通じて」によると「紙媒体出版および電子出版についての出版の予定があり、いずれも具体的な計画がある場合」、「紙媒体出版および電子出版について出版の予定はあるが、紙または電子の一方にだけ具体的な計画がある場合」にも使用ができる⁴⁹。これに対して吉田は「出版の予定」があるという際の実体をどのように解するかは一つの論点となろう」と述べている⁵⁰。出版社の良識によるような曖昧な契約書となっている点に重大な問題がある。

第1条3項には「甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する」とあるが、この点については過去の契約書にも登録について記されていた。しかし、出版権の設定の登録は前述の通りほとんどされることは無かった。

第2条3項では「甲は、第1項(第1号についてはオンデマンド出版の場合に限る)の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。」としており、出版社(出版権者)と他の出版社(二次出版社)との交渉により文庫本化や電子書籍の配信も可能としている。この場合には「二次出版契約書」を著作権者、出版権者、二次出版社の三者で締結する⁵¹。電子書籍配信をしていない出版社も多くあり、著者としては多数の販売経路があることは望ましい。しかし、この契約書では著作権者が拒むことは許されず出版権者優位となっている。

吉田は「出版権が許諾権としての機能を持つことによって、出版権者は、出版(電子出版を含む。以下同じ)という限定的な分野ではあるが、著作権者、著作隣接権者と並んで、第三者の利用に対して、その可否を決定し、利用条件などを付することが可能となった。」とし、著作隣接権と同等の権利を得ていると指摘している⁵²。

また前掲の日本書籍出版協会の調査結果では「出版契約の終了通知(絶版通知)を著者に対して行っ

ているか」については「原則として行っている」15.2%、「行うことが多い」5.1%、「あまり行わない」43.4%、「行ったことがない」31.3%、「その他」5.1%となっており通知しないことが常態化している。出版社の絶版通知義務が明確でなく、著作権者にとって問題である。そのような中で第12条(契約の有効期限)には「甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の通知がないときは、本契約は、同一の条件で自動的に継続され」とある。つまり著作権者が自ら絶版状態にあるかを常に調べ契約不履行にないかを確認しなくてはならない。せめて重版未定や絶版の通知は義務付けておくべきではないだろうか。

第16条(二次的利用)では「甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的な条件について甲と協議のうえ決定する」とあり、著作権者よりも出版社有利と言えよう。

これはもちろんヒナ型であり、出版社で修正を加えることは可能である。ただし、ヒナ型のままでの契約となると前述のようにいくつかの項目で出版社主体となっている。三浦が「出版権が、著作者の利益を保護するための権利であるという認識に乏しく、出版権の有効な活用が図られていない状況にある」⁵³と述べている通り、出版契約書の内容によっては著者の利益を阻害する可能性を内包している点には懸念を抱く。

5. まとめ

本稿では、著作権法改正に至った経緯、新著作権法、出版情報登録センター、電子書籍の共通書誌情報システム、出版契約書について取り上げた。

出版情報登録センターや出版契約書ヒナ型は著作権者よりも出版社に利のあるものとなっている。出版社は営利目的の会社組織が一般的であり、安定的に売上を伸ばしていく必要があるため、契約に慎重になるのも理解できる。ただ、あまりにも凝り固まったものになると次の知の文化への発展を妨げてしまいかねない。可能な範囲で出版情報登録センターには出版の知識基盤組織となるようお願いしたい。

しかし、現構想の出版情報登録センターは、一応は著作権者関係の入力項目はあるものの、基本的には「近刊情報」を核とした物流出版物のデー

データベースを電子書籍をも含めて拡張したものと考えられる。

こうした点から出版情報登録センターは、基本的なインフラストラクチャーとしての出版物著作権のレジストリの要件を欠いている。また、現時点では出版業界のためのデータベースであり、広く一般へのデータベースの公開は考えられていない。

一方、Apple 社、Amazon 社、Google 社に続いて、楽天社が電子書書籍の出版事業に進出することが報じられた。パブリックな知識情報基盤の形成への理念とは並行して、熾烈な「領土、国民」獲得競争が進行している⁵⁴。

引用・参考文献

- ¹ 増田雅史, 生貝直人『デジタルコンテンツ法制 過去・現在・未来の課題』朝日新聞出版 2012年3月 p.92-105
- ² 明石昇二郎『グーグルに異議あり!』集英社 2010年4月
- ³ 尚、日本国内でこの問題が露見したのが2009年である。2011年にはこの和解案は裁判所で否決された。
- ⁴ 前掲1) 増田雅史, 生貝直人『デジタルコンテンツ法制 過去・現在・未来の課題』朝日新聞出版 2012年3月 p.100
- ⁵ 国立国会図書館『国立国会図書館電子図書館構想』1998年5月
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000791_po_ndlelc-jpn.pdf?contentNo=1 (2015年4月30日確認)
- ⁶ 国立国会図書館 近代デジタルライブラリー
<http://kindai.ndl.go.jp/> (2015年4月30日確認)
- ⁷ 長尾真『電子図書館 新装版』岩波書店 2010年3月
- ⁸ 国立国会図書館「国立国会図書館における資料デジタル化」
http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2011/presentation_digitalization.pdf (2015年4月30日確認)
村上泰子, 北克一「国立国会図書館電子図書館構想の変遷と課題—合意形成過程としてみた「長尾構想」を中心に—」『図書館界』62(2), 2010年7月, p.128-137
- ⁹ インプレス総合研究所「2013年度の電子書籍市場は936億円、電子雑誌も加えた電子出版市場は1,000億円超え」
<http://www.impressbm.co.jp/news/140624/ebook2014> (2015年4月30日確認)
- ¹⁰ インプレス総合研究所『電子書籍ビジネス調査報告書2014』インプレス R&D. 2014, p.26.
- ¹¹ 北克一「第1章 電子書籍とは何か」日本図書館情報学会研究委員会編『電子書籍と電子ジャーナル』勉誠出版 2014年11月所収 p.24-27
- ¹² 日本書籍出版協会「アップル社「アップストア」におけるデジタル海賊版の問題について」
<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/applepress1214.pdf> (2015年4月30日確認)
日本書籍出版協会「百度(バイドゥ)社「Baidu ライブラリー」におけるデジタル海賊版の問題について」
<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/Baidupressrelease20110228.pdf> (2015年4月30日確認)
- また、日本書籍出版協会が文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(第4回)のために文化庁に提出した「出版物の主に日本国内の海賊版の被害実態について」(2013年6月)には問題点、刑事事件例、金銭の流れ等が報告されている。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_04/pdf/shiryo_1.pdf (2015年4月30日確認)
- ¹³ 日本書籍出版協会提出資料 前掲3)
文化審議会著作権分科会出版関連小委員会「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書(案)」(平成25年12月)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_09/pdf/shiryo_1.pdf (2015年4月30日確認)

¹⁴ 例えば以下を参照されたい

福井健策「福井弁護士のネット著作権ここがポイント (これでも) 超高速! TPP 著作権問題の経緯と展望」
http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/fukui/20150213_688136.html (2015年4月30日確認)

福井健策「福井弁護士のネット著作権ここがポイント TPP で日本の著作権は米国化するのか〜保護期間延長、非親告罪化、法定損害賠償」
http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/fukui/20111031_487650.html (2015年4月30日確認)

¹⁵ 総務省「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の開催
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_000026.html (2015年4月30日確認)

¹⁶ 総務省『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 (第1回) 議事要旨』p.1
http://www.soumu.go.jp/main_content/000064004.pdf (2015年4月30日確認)

¹⁷ 総務省『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告 (案)』p.17-19
http://www.soumu.go.jp/main_content/000071341.pdf (2015年4月30日確認)

¹⁸ 文化庁「「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」報告の公表」
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/kouhyou.html> (2015年4月30日確認)

¹⁹ 文化庁「第13回電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」配布資料「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議「出版者への権利付与に関する事項」に関する議論の整理 (案)」
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/13/pdf/shiryo.pdf> (2015年4月30日確認)

²⁰ 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告』2011年12月
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf> (2015年4月30日確認)

²¹ 公益財団法人文字・活字文化推進機構「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」の発足について
<http://www.mojikatsuji.or.jp/nakagawa.1-houdou20120224.pdf> (2015年4月30日確認)

²² 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会(中川勉強会)「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会 中間まとめ (案)」
<http://www.mojikatsuji.or.jp/pdf/nakagawavol5.pdf> (2015年4月30日確認)

²³ 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会(中川勉強会)第5回「「出版物に係る権利(仮称)」に関する検討の現状について」
<http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyoukai121108.pdf> (2015年4月30日確認)

²⁴ 出版広報センター<http://shuppankoho.jp/> (2015年4月30日確認)

²⁵ 日本経済団体連合会「電子書籍の流通と利用の促進に資する「電子出版権」の新設を求める」
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html#horon3> (2015年4月30日確認)

²⁶ 中山信弘他「出版者の権利のあり方に関する提言」
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf> (2015年4月30日確認)

²⁷ 文化庁「著作権分科会 出版関連小委員会」
<http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/shuppan/index.html> (2015年4月30日確認)

²⁸ 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会『文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書 (案)』2013年12月
http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/shuppan/h25_09/pdf/shiryo_1.pdf (2015年4月30日確認)

²⁹ 文化庁「著作権法の一部を改正する法律の概要」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/26_houkaiseindo_horitsu_gaiyou.pdf (2015年4月30日確認)

なお、併せて、次も参照されたい。

鈴木友紀「電子出版の発展に向けた出版権の整備—著作権法の一部を改正する法律の成立—」『立法と調査』No.354, 2014.7, p.19-32.

³⁰ 文化庁「出版権に係る登録制度の概要」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_06/pdf/sanko.pdf (2015年4月30日確認)
吉田大輔「出版権者による細許諾について」『出版ニュース』2014年9月中 p.20-23

³¹ 文化庁「出版権に係る登録制度の概要」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_06/pdf/sanko.pdf (2015年4月30日確認)

³² JPO 日本出版インフラセンター「説明会資料出版情報登録センター設立に向けて」p.2
http://www.jpo.or.jp/topics/data/20141210_jpoinfo.pdf (2015年4月30日確認)

³³ 前掲31)の「JPO 日本出版インフラセンター説明会資料出版情報登録センター設立に向けて」を参照。

³⁴ JPO 日本出版インフラセンター「出版情報登録センター利用規約」(2015年1月14日版)
<https://jpro-pre.or.jp/parts/riyoutouroku?xSeq=2> (2015年4月30日確認)

³⁵ JPO 日本出版インフラセンター「出版情報登録センターの登録料についてのご案内(v.1.1)」
<https://jpro-pre.or.jp/parts/riyoutouroku?xSeq=2> (2015年4月30日確認)

³⁶ 出版年鑑編集部編『出版年鑑2014』出版ニュース社2014年7月 p315

³⁷ 国立国会図書館「平成25年度国立国会図書館活動実績評価」
http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/evaluation/pdf/evaluation_h25all.pdf (2015年4月30日確認)

³⁸ 例えばフランスでは2012年に「20世紀の絶版書籍の電子的利用に関する法律第2012-287号」が制定された。

20世紀の絶版著作物50万点をデジタル化し、有償で提供するプロジェクトを立ち上げた。

カレントアウェアネス「E1285 フランスで絶版書籍の電子的利用に関する法律が成立」2012年4月26日

<http://current.ndl.go.jp/e1285> (2015年4月30日確認)

また国内では絶版マンガの電子配信をする「絶版マンガ図書館」がある。著者は広告収入を手に入れることができる。

<http://www.zeppan.com/> (2015年4月30日確認)

39 国立国会図書館『国立国会図書館月報』No.542 p.2-6 2006年5月

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001788_po_geppo0605.pdf?contentNo=1 (2015年4月30日確認)

40 弁護士ドットコム

<http://www.bengo4.com/topics/2563/>

(2015年4月30日確認)

41 出版流通・小売関連業界以外で近刊情報の受信利用をご希望の方

JPO 近刊情報センターは、本来、出版社・取次・書店における近刊書誌情報の流通を質・量ともに改善するための組織です。

しかし、近刊書誌情報の利活用はこれら三者に限定されたものではありません。より本質的には、様々な業種、あるいは読者、著者、およびその周辺、本にまつわるすべての方が広く近刊情報を利用可能であることが望ましく、また、その結果として流通自体も改善していくことが期待されます。

従って、いわゆる出版業界外の組織からの、「近刊情報を利用したい」というリクエストに対しても積極的に対応していきたいと考えております。しかし、センター自体は上述の三者からの代表により合議しており、出版・流通・小売業界から外れる方からの利用依頼については、柔軟に対応いたしかねる場合があります。

当センターでは、「支援業者(団体)」という形で参加いただいている社(団体)がいくつかあります。出版業界以外で近刊情報の活用を希望される方は、以下の社(団体)とコンタクトを取り、書誌データの受信およびサポートの提供を受けていただくよう、お願いいたします。

近刊書誌情報利用をサポートする社または団体
光和コンピューター、シー・エム・エス、数理計画、版元ドットコム、ビジュアルジャパン、文献社、hon.jp

※上記社または団体は、すべてJPO社員または賛助社員に所属(または所属予定)しています。

<http://www.kinkan.info/moushikomi/kinkan-jushin-katsuyou>

(2015年4月30日確認)

42 JPO 日本出版インフラセンター「出版情報登録センター」東京・京都・大阪説明会の開催について

<https://jpro-pre.jpo.or.jp/news/detail?seq=14>

(2015年4月30日確認)

43 JPO 日本出版インフラセンター「プレ・ポータルサイト」

<http://kinkannexttest.jpo.or.jp>

(2015年4月30日確認)

44 出版デジタル機構「共通書誌情報システムについて」

http://www.pubridge.jp/bibli/pdf/common_bibliographi_description_20150331.pdf

(2015年4月30日確認)

45 日本電子書籍出版社協会「電書協・デジコミ協 共通書誌情報 Ver.2.0 2015.02.04」

http://ebpaj.jp/cmspage/wp/wp-content/uploads/2015/02/kyotsushoshi_ver20.pdf

(2015年4月30日確認)

46 日本書籍出版協会「出版契約に関する実態調査 調査結果」2011年6月

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/report20110620.pdf>

(2015年4月30日確認)

47 日本書籍出版協会

<http://www.jbpa.or.jp/publication/contract.html> よりダウンロードできる。(2015年4月30日確認)

48 日本書籍出版協会「紙媒体・電子出版一括設定用」

「<http://www.jbpa.or.jp/pdf/publication/hinagata2015-1.pdf> (2015年4月30日確認)

49 日本電子出版協会セミナー2014年10月資料「新しい出版権への契約実務対応—書協新ヒナ型の解説を通じて—」

<http://www.slideshare.net/JEPASlide/20141029>

(2015年4月30日確認)

50 吉田大輔「出版団体の出版契約ひな型の比較 出版権の拡大を踏まえた出版契約について」『出版ニュース』2014年12月上 p.8

51 日本書籍出版協会「二次出版用 出版契約書」

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/publication/publication08.pdf>

(2015年4月30日確認)

前掲 50) 吉田大輔「出版団体の出版契約ひな型の比較 出版権の拡大を踏まえた出版契約について」『出版ニュース』2014年12月上 p.4-9

52 前掲 50) 吉田大輔「出版権者による細許諾について」『出版ニュース』2014年9月中 p.22

53 三浦正広「著作権契約法の理論—契約法理論による著作者の保護—(前編)」『コピーライト』No.622 Vol.52 2013年2月

54 楽天、電子書籍出版サービスに参入＝販売登録無料。

楽天は30日、子会社の「楽天コボ」(カナダ・トロント市)を通じ、日本国内でも販売登録料が無料の電子書籍出版サービス「楽天Kobolライティングライフ」の本格提供を開始したと発表した。個人や出版社がユーザー登録した上で、書籍データを送信し、販売価格や書籍情報を入力すると、一定の審査を経て、「楽天Kobol電子書籍ストア」での販売が可能となる。(2015/04/30)

http://www.jiji.com/jc/c?g=eco_30&k=2015043000951

(2015年4月30日確認)